

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 53 号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「786,000 円」を「804,000 円」に、「707,000 円」を「723,000 円」に、「659,000 円」を「674,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。